

「菊池川流域日本遺産」パンフレット作製業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

「菊池川流域日本遺産」パンフレット作製業務委託

2 業務の目的

日本遺産に認定された菊池川流域のストーリー（タイトル：米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～）や構成する文化財等を紹介しながら、分かりやすく解説するとともに、その魅力を国内外に発信するツールとしてパンフレットを作製し、誘客の拡大に繋げることを目的とする。

3 業務内容

（１）パンフレットの作製

① 内容

- ・日本遺産に認定された菊池川流域のストーリーや構成文化財等について、その魅力が伝わる写真を掲載し、わかりやすく解説すること。
- ・ストーリーや構成文化財等に関する飲食や体験、見学できる場所の情報等を掲載すること。
- ・菊池川流域日本遺産の要素である「歴史的街並みや日本の田園風景」、「ゆっくり・ゆったり感」を感じられるデザイン・レイアウトとすること。
- ・読者を惹きつける魅力ある写真を多用すること。
- ・日本語、英語、中国語（繁体字）の３言語を併記すること。
- ・内容、デザイン等は企画コンペ参加者の提案をもとに、菊池川流域日本遺産協議会（以下「協議会」という。）と協議して決定すること。
- ・紙版とともに電子版を作成すること。

② 仕様

【紙版】

- ・サイズ等：B 5、24 ページ程度、中綴じ
- ・紙質：シャトン70K
- ・カラー：4色刷り
- ・冊数：30,000部

【電子版】

- ・スマートフォンやタブレットで閲覧可能な電子ブック形式とすること。
- ・構成文化財の名称や種類等による検索機能を付ける等、利用者の利便性に配慮すること。
- ・ホームページやSNSに掲載することを前提とし、企画やデータ形式は企画コンペ参加者の提案をもとに、協議会と協議して決定すること。

③ 留意点等

- ・文字原稿を含むすべての原稿（写真、地図、イラスト等を含む。）を作製すること。
- ・文字校正は原則2回、色校正は原則1回行うものとするが、校正作業は協議会が校了と判断するまで行うこと。
- ・英語、中国語（繁体字）の翻訳は、受託者でネイティブチェックを行うこと。
- ・翻訳に当たっては、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（H26.3 観光庁）」等を参考にすること。

(2) その他

- ・企画、取材、写真撮影、印刷、配送等一切の経費は委託料に含む。
- ・パンフレットには、文化庁シンボルマーク、日本遺産ロゴマーク及び菊池川流域日本遺産ロゴマーク、事業名「日本遺産魅力発信推進事業」を掲載すること。

4 納品

- ① パンフレット 30,000部
- ② 印刷用版下データ(CD-R) 2部

5 委託期間

契約締結の日から平成31年2月28日(木)まで

6 著作権等

- ・本業務において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者(協議会及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・委託業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した画像の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、協議会に帰属する。
- ・使用する映像(写真を含む。)の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。
- ・協議会及び構成市町による成果品の複製及び二次利用については、無償とする。
- ・本委託による成果品は、協議会及び構成市町の実施事業等のため、別途、第三者との契約による複製利用等ができるものとする。

7 留意事項等

- ・事業の実施に当たっては、協議会と十分協議の上実施すること。
- ・「菊池川流域日本遺産」ホームページ(<https://www.kikuchigawa.jp/>)を参照し、日本遺産に認定されたストーリーや構成文化財等について理解を深めた上で実施すること。
- ・受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・業務を実施する上で必要な資料・画像等は、原則取材・撮影等により受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用(使用料、出演料、謝礼等含む。)は受託者の負担とする。ただし、協議会において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については協議会の指示に従うこと。
- ・本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・受託者は、業務の実施状況について、随時報告を行うこと。
- ・事業の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、協議会と協議すること。